

令7福情答申第5号

令和7年12月15日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健医療局総務企画部総務課)

福岡市情報公開審査会
会長 作間 功
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和5年2月21日付け保総第265号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市で国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認する法的根拠及び理由が分かる文書全て」に係る非公開決定処分の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市で国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認する法的根拠及び理由が分かる文書全て」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて本件対象文書を特定したうえで、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定による決定等をすることが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和5年1月25日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和5年1月19日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和5年1月25日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和5年2月2日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 本件対象文書について

国民健康保険の窓口で行われる他の手続きも含め、障害者手帳の確認が行われる根拠がわかる文書を求めている。

実施機関には、国民健康保険の事務マニュアルが存在し、このマニュアルに障害者手帳の所持の有無をどのように確認し、利用するかについて書かれているはずであり、不存在を理由に非公開とする本件決定は違法である。

国民健康保険の加入や住所変更の手続きを行う際に、障害者手帳や療育手帳を所持していることで受けられる医療費助成について記載されたマニュアルが存在する場合、それも請求の対象に含む。

(2) 区役所保険年金課における障害者手帳の有無等の聴取

① 経緯

ア 令和4年4月15日 東区役所

令和4年4月15日、審査請求人が精神障害者保健福祉手帳3級所持時に国民健康保険加入を申し出た時、東区保険年金課の特定職員が障害者手帳の所持の有無を確認した。当該特定職員は3級は関係ないと発言した。国民健康保険被保険者異動届書の「障手帳」欄にチェックがない。

イ 令和4年12月6日 西区役所

令和4年12月6日、審査請求人が精神障害者保健福祉手帳2級所持時に住所変更を行った際、西区保険年金課の特定職員から障害者手帳所持の有無を聞かれ、国民健康保険被保険者異動届書の「障手帳」欄にチェックを入れた。パソコン画面を操作しながら、2級以上はチェックを入れることを当該特定職員と近くにいた女性職員が話していた。西区保険年金課は障害者手帳の保有の有無を聞いたことを認めた。

ウ 令和7年4月18日 西区役所

令和7年4月18日、西区保険年金課の特定職員が、審査請求人の前で国民健康保険加入の手続きをしていた女性に、障害者手帳所持の有無等級を確認していた。2級であることを確認すると、近くにいた上司と思しき男性職員にパソコン入力画面にチェックを入れること及びチェックを入れる箇所を確認し、チェックを入れていた。

② 障害者手帳の有無等による取扱い

上記①より、実施機関は、精神障害者保健福祉手帳2級の所持を申し出た者には国民健康保険被保険者異動届書の「障手帳」欄にチェックを入れるが、同手帳3級の所持を申し出た者には同異動届書の「障手帳」欄にチェックを入れない。また、複数の職員が障害者手帳2級以上にはチェックを入ると発言している。複数の職員が虚偽の発言するのはあり得ない。

以上より、国民健康保険加入時において少なくとも精神障害者保健福祉手帳2級所持者と同手帳3級所持者で異なる取扱いがなされているのは明らかである。よって、実施機関は障害者手帳の所持の有無、種類、等級によって根拠なく異なる取扱いを行うことはあり得ないため、根拠となる文書が存在しないのはあり得ず、違法である。

(3) 個人情報の収集

実施機関は、本件決定通知書において「国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認することを規定した関係法令は存在しない」と主張し、また、弁明意見書において「障害者であるか否かは加入要件とされていない。」と主張する。

しかし、個人情報の収集には、福岡市個人情報保護条例（以下「個情条例」という。）第7条及び第8条より、目的の特定と届出が必要である。

障害者手帳の所持の有無や障害の有無は、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の趣旨から個情条例第8条第5項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」に該当する。個情条例第8条第5項に定める情報を収集する際は、個情条例第8条第5項(1)「法令等で定めがあるとき。」、個情条例第8条第5項(2)「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。」、個情条例第8条第5項(3)「前2号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。」のいずれかに該当する場合と制限されており、いずれの場合にしても何かしらの公文書が存在し、不存在による非公開はあり得ない。

仮に実施機関の主張が正しいと仮定すると、実施機関は、個人情報第8条第1項に違反し、所掌事務を遂行するため必要な範囲、また、個人情報第8条第3項に違反し、利用目的の達成の範囲を超えて個人情報を収集したことになる。一方で、実施機関はこのような違法行為をするはずがないから、実施機関の主張は誤りであり、実施機関は本件決定を取り消し、本件対象文書を公開すべきである。

(4) 福岡市職員等と福岡市民（職員を除く）の差別的取扱い

福岡市情報公開審査会答申事例によれば、福岡市職員等と福岡市民（職員を除く）の差別的取扱いについて、福岡市情報公開審査会は「人事委員会事務局の定期健康診断診断表（健康診断個人票（人事委員会事務局職員分））」に係る非公開決定の件において、「本市においては、個人情報に要配慮個人情報の規定はないものの、（中略）福岡市個人情報保護条例においても、「健康情報」は取扱いに配慮を要する個人情報であると言える。」と述べている。

障害者手帳の所持の有無、種類、等級は、要配慮個人情報であることは明らかである。福岡市職員等は配慮の要する情報として取扱い、福岡市民（職員を除く）は配慮を要する情報として取扱わないのはおかしい。よって、国民健康保険加入時に障害者手帳の保有の有無を理由なく聞くのはあり得ない。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

実施機関が行った処分は正当かつ妥当な処分であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 弁明の理由

国民健康保険の加入要件は、国民健康保険法第5条に定める住所を有するに至った場合もしくは、第6条に定める適用除外事由に該当しなくなった場合のいずれかであり、障害者であるか否かは加入要件とされていない。そのため、審査請求人が求める「国民健康保険に加入する際」に、障害者手帳を確認する

法的根拠を示す文書は存在しない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「福岡市で国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認する法的根拠及び理由が分かる文書全て」の公開を求めており、当審査会が確認したところ、国民健康保険の手続きに限らず、区役所の保険年金課の他の手続きも含め、障害者手帳の確認が行われる根拠がわかる文書を求めているとのことであった。

これに対し、実施機関は、障害者であるか否かは国民健康保険の加入要件とされていないことから、国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認することの法的根拠を示す文書は存在しないとして、文書不存在を理由に本件決定を行っていることが認められる。

そこで、当審査会としては、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定について

(1) 当審査会において実施機関に確認したところ、本件公開請求書の記載内容から、国民健康保険の手続きに限定して「障害者手帳の所持の有無を確認する法的根拠及び理由が分かる文書全て」を本件対象文書として特定したとのことであった。

また、実施機関によれば、審査請求人が求める公文書の範囲が、実施機関が主張する国民健康保険の手続きに限定した範囲と同一であるかについて、審査請求人に対して確認は行っていないとのことであった。

(2) そうであれば、本件対象文書については、本件公開請求書の記載内容から合理的に判断するほかなく、当該記載内容を踏まえれば、その範囲は、実施機関が主張する国民健康保険の手続きにとどまらず、広く、区役所の保険年金課全般の窓口業務として障害者手帳の所持の有無を確認しているものも含む可能

性は否定できない。

そこで、当審査会が実施機関に対し、国民健康保険の手続きに限らず、区役所の保険年金課の他の手続きも含め、障害者手帳の所持の有無の確認を行っているかの実務を確認したところ、区役所の保険年金課は、国民健康保険以外の業務のひとつに福岡市医療費助成制度に係る手続きも担当しており、窓口において、福岡市医療費助成制度のひとつである「重度障がい者医療証」の申請受付に関連して障害者手帳所持の有無を確認する場面があるとのことであった。当該確認を行う理由は、福岡市重度障がい者医療費助成条例及び同条例施行規則により当該医療費助成申請に障害者手帳等の添付が義務付けられていることのほか、新規の場合における当該医療費助成の認定日が原則「申請日の属する月の初日」であることから、受付窓口職員は、申請遅延による対象者の不利益を生じさせないように、来庁者の目的が国民健康保険の手続きのみである場合においても、当該医療費助成申請の案内漏れ防止のためであるとのことであった。

そこで、実施機関に根拠がわかる文書に該当し得る文書の有無を確認したところ、福岡市国民健康保険事務取扱要領（資格事務編）及び西区保険年金課が作成した国民健康保険加入の際の受付マニュアルを保有していることが認められた。

- (3) 以上のことから、審査請求人が求める公文書の範囲が、国民健康保険の手続きに限らず、区役所の保険年金課の他の手続きも含め、障害者手帳の確認が行われる根拠がわかる文書を求めていることを踏まえれば、実施機関による本件対象文書の特定は妥当でなく、実施機関は、審査請求人が公開を請求する公文書の名称又は内容に沿った本件対象文書を特定したうえで、改めて条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年2月21日	実施機関からの諮問
令和5年3月7日	実施機関の弁明意見書を収受
令和5年4月13日	審査請求人の反論意見書を収受
令和7年6月11日（第2部会）	審議
令和7年7月16日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和7年8月6日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述・審議
令和7年9月3日（第2部会）	審議
令和7年10月8日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、北坂尚洋、鈴木崇弘、山下亜紀子